平成２３年（フ）第３９号
兵庫県揖保郡太子町立岡477番地１、前住所
兵庫県揖保郡太子町馬場306番地８
債務者　内海　　満
１　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　神戸地方裁判所龍野支部
平成２３年（フ）第１８４号
広島県福山市春日町浦上1474番地４
債務者　丹下　理太
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２３年（フ）第３８５号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡2063番地
債務者　吉田　修也
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第４５６号
北九州市若松区青葉台西４丁目12番20号
債務者　坂本　賢次
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第４９６号
北九州市門司区大里戸ノ上３丁目13番３号
債務者　川　　洋信
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第４９７号
北九州市門司区大里戸ノ上３丁目13番３号
債務者　川　　愛子
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５６３号
北九州市小倉南区葉山町２丁目８番26号
債務者　浦元　康成
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５７３号
北九州市門司区稲積１丁目９番３号
債務者　髙木　敏江
１　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５７４号
北九州市門司区稲積１丁目９番３号
債務者　髙木由紀子
１　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５８５号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目12番20―606号
債務者　小田　智博
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５８７号
福岡県中間市蓮花寺３丁目23番３号
債務者　溝口　義和
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第５８８号
福岡県中間市蓮花寺３丁目23番３号
債務者　溝口　美香
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第６０２号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目12番４―205号
債務者　潮　美代子（旧姓胡）
１　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第６０３号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番37―507号
債務者　本田　幹雄
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第６０４号
北九州市八幡東区前田１丁目11番４―702号
債務者　吉村こと　文　久美子
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第６３４号
北九州市八幡西区岡田町７番30―317号
債務者　勝野　るみ（旧姓中園）
１　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（フ）第６９号
佐賀県鳥栖市萱方町206番地85
債務者　近藤　洋之
１　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１４５号
佐賀県佐賀市日の出１丁目３番29号
債務者　諸岡八重子
１　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係